

機能強化型（継続）サービス利用支援費・機能強化型（継続）障害児支援利用援助費に係る届出書

※（Ⅰ）（Ⅱ）は①、②～⑨、（Ⅲ）は①、②、④～⑨、（Ⅳ）は①、②、④～⑥、⑨がすべて「有」の場合算定可。

令和8年3月

加算要件		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	備考	確認方法（提出書類）
①常勤かつ専従の相談支援専門員を配置している。	4名	○				Ⅳについては、専従の相談支援専門員を2名以上配置が要件。うち1名が常勤専従かつ現任研修修了者であること。	・常勤の相談支援専門員の氏名及び勤務表 ※Ⅳについては、常勤でない相談支援専門員も含む。 ・相談支援従事者現任研修の修了証（写し）
	3名		○				
	2名			○			
	1名				○		
うち1名以上が相談支援従事者現任研修修了者		○	○	○	○		
②利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催している。		○	○	○	○	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的としたサービス担当者会議を定期的開催している。 なお、サービス担当者会議の開催に係る取扱いについては、計画相談支援基準第15条第2項第12号に規定するとおりとする。 ※会議の頻度は問わない。	・会議の開催記録としてサービス担当者会議実施加算または集中支援加算の記録（出席者・開催日時・検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録）
③24時間常時連絡できる体制を整備している。		○	○			電話（転送電話等）やLine等SNS機能等により24時間連絡受付体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応できる体制を確保している。	・どのような媒体での相談受付体制かなど、そのことがわかるもの
④当該指定特定（障害児）相談支援事業所の新規に採用したすべての相談支援専門員に対し、現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施している。		○	○	○	○		・研修の実施実績がわかるもの又は今後の研修予定がわかるもの
⑤基幹相談支援センター等からの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。		○	○	○	○	区・障害者基幹相談支援センター・地域生活支援拠点から支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。	・今後、困難ケースが紹介された場合に受託する体制があることがわかるもの、もしくは、直近で受け入れた実績がわかるもの。
⑥基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参画している。		○	○	○	○	文京区においては、基幹相談支援センター等の「等」は該当が無いものとする。 基幹相談支援センターが実施する実践報告会や障害者虐待防止研修会、指定特定相談支援事業所連絡会が開催する事例検討会に参加し、また、基幹相談支援センターからの要請があった場合はその取組に参画している。研修等への参加実績や予定は不要。基幹相談支援センターからの要請があった場合の参画については基幹に確認するため不要。	※基幹相談支援センターに確認を行うため不要
⑦協議会に参加し、協議会の構成機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施している。		○	○	○		協議会に構成員として定期的参画し、他の構成員である関係機関等との連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。具体的には、定期的（年度に1回以上）に専門部会等に参加（傍聴）していることとする。	・参加したことがわかる記録等
⑧基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参加している。		○	○	○		基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参加していること。具体的には、地域生活支援事業通知の別紙1地域生活支援事業実施要綱別記1-3相談支援事業実施要領の3の(1)のイの(イ)に規定されている基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組に協力していることとする。	※基幹相談支援センターに確認を行うため不要
⑨1人の相談支援専門員の取扱い件数（前6月平均）が40件未満である。		○	○	○	○		・過去6か月の相談支援専門員の数とサービス利用支援等の取扱い件数がわかる書類